

# 江戸川区行方不明者対応マニュアル

## 対応のポイント

- 1 本マニュアルは、あくまでも基本的事項であるため、マニュアルのみに頼らず校長のリーダーシップを発揮の上、あらゆる手段を用いて、児童生徒の安全確保に努めること
- 2 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を管理職が集約する
- 3 保護者に対して、所轄警察署に「家出人捜索願」を早めに提出するよう勧める
- 4 警察機関等と最大限の連携協力体制をとる
- 5 保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する



## 家出対応チェックポイント

★保護者との連絡・情報交換（電話・家庭訪問又は来校）の際のチェックポイント	
	書き置きはあったか
	携帯電話は所持しているか、着信状況、電源が入っているか
	所持品・服装・所持金はいくらか 通帳の持ち出しはあるか
	自転車を使用しているか
	最近の交友関係について
	最近、興味をもっていたこと等
	行き先等の心当たりはないか
	所轄警察署へ「家出人捜索願」を提出したか
★友人・知り合い等からの情報収集の際のチェックポイント	
	家出をした児童生徒の保護者の了承を得たうえで、聞き取りをしているか
	居場所を知っていないか、心当たりはないか
	携帯電話への連絡・着信はないか
	最近、家出をした児童生徒の様子・会話の内容について
	家出をした児童生徒の交友関係について（関係図にまとめる）
★学校体制のチェックポイント	
	管理職を中心として情報が一元化される体制とする
	家出をする前日程度より、時系列で記録をとる
	同行者（他校）がいる場合、関係学校と連絡をとり、家出をする前日程度からの記録を時系列でとる。
	放課後等の捜索チームを編成する（携帯電話を確実に所持する） （例）18:00～19:00 対応可能な教職員全員 19:00～20:00 当該学年教職員中心 20:00～21:00 副校長、生活指導主幹、担任 21:00 捜査終了 その日の状況を保護者、教育委員会に連絡 ＊広域で捜索するグループ、自宅周辺や繁華街周辺を捜索するグループで分かれる。
	途中経過を報告する時刻を決める
	保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、捜索する
	携帯電話に本人が出なくても連絡を取り続ける
	6時間経過した場合、継走電話、一斉メールにて捜索し、情報網を広げる
★児童生徒発見時のチェックポイント	
	家庭での時間を優先し、ゆっくり休ませるとともに、学校での親子面談の予定をとる
	必要に応じて、関係機関等への支援を要請する <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングが必要な場合→カウンセラー、区の臨床心理士（教育委員会指導室）</li> <li>・知能、身体、情緒に関する専門的な相談を必要な場合（教育委員会指導室）</li> <li>・犯罪に関わった可能性がある場合（警察）</li> <li>・怪我等が認められる場合（医療機関）</li> <li>・一時保護を必要とされる場合（子ども家庭支援センター、児童相談所）</li> </ul>
<b>☆随時、教育委員会指導室に連絡をする Tel5662-1634</b>	

